

# 令和7年度 秋田市立千秋美術館博物館実習受入れについて

令和7年1月9日

## 1 受入れ対象

次の条件をすべて満たす方に限ります。

- (1) 博物館法施行規則第1条に定められた博物館に関する科目の単位をすべて取得済みもしくは令和7年度中に取得見込みの方。
- (2) 美学・美術史学もしくはこれに準じる分野を専攻する方。
- (3) 将来、学芸員の職に就くことを目指している方。
- (4) 当館が定める全日程に参加可能な方。

## 2 受入れ人数 6名程度（原則1大学あたり2名以内）

希望者の数が定員を超えた場合は選考を行います（最終年次・院生を優先）。

## 3 実習期間 8月中旬から下旬までのうち5日間を予定。実施日程の詳細は、大学への受入れ通知時にお知らせします。

## 4 申込み方法

実習希望者は、所属する大学の担当者を通じて、令和7年5月19日（月）までに下記書類を郵送にてお申込みください。

- (1) 実習希望者の所属大学学長名での依頼文書
- (2) 博物館実習希望者調査票（別添様式1、実習希望者が自筆で記入のこと）
- (3) 実習希望者の身上書もしくは履歴書（写真貼付、各大学の様式で可）
- (4) 学芸員資格取得に必要な単位の取得状況がわかる書類（各大学の様式で可）

## 5 選考及び通知

- (1) 6月上旬に、大学へ書面にて受入れの可否について通知します。
- (2) 7月上旬に、大学へ実習内容ならびに注意事項を明記した書類を送付します。

## 6 注意事項

- (1) 実習費用は無料ですが、近隣の施設見学等で実費負担となる場合があります。
- (2) 実習中の事故については、当館は責任を負いません。各種損害・傷害保険への加入は各大学でお願いします。
- (3) 実習謝礼等については受領できません。
- (4) 申込み、又は受入れ通知後、取消等が生じた場合は、すみやかに当館までご連絡ください。

書類の送付先及び問い合わせ先

秋田市立千秋美術館 博物館実習担当

住所：〒010-0001 秋田市中通二丁目3-8 アトリオン内

電話：018-836-7860 FAX：018-836-7862